

諮問第 1 2 2 6 号
平成 29 年 11 月 15 日

情報通信審議会
会長 内山田 竹志 殿

総務大臣 野田 聖子

諮 問 書

平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について、下記のとおり諮問する。

記

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が設置する第一種指定電気通信設備の機能のうち加入者交換機能、中継交換機能等に係る接続料の算定には、現在、長期増分費用方式が適用されている。

平成 27 年 9 月 14 日付け貴審議会答申においては、現行の長期増分費用方式に基づく算定方法の適用期間を平成 30 年度までとされ、これを受けて総務省では平成 30 年度までの長期増分費用方式による接続料算定について制度整備を行った。

また、同答申において、今後の接続料の算定方法の検討に当たっては、事業者の IP 網への移行の進展状況を踏まえつつ、算定対象とすべき設備範囲、モデル化に当たって考慮すべきサービス・機能及びモデル精緻化の程度等、モデル構築に当たっての前提条件について改めて整理することと提言された。

その後、平成 29 年 3 月 28 日付け貴審議会一次答申「固定電話網の円滑な移行の在り方」において、IP 網への移行期間中における PSTN に係る接続料算定の在り方について検討が必要であり、音声通信に係る接続料算定の対象とすべき設備やサービス、機能の範囲等について整理することが必要と提言されている。

こうした状況を踏まえつつ、総務省では「長期増分費用モデル研究会」を開催し、平成 31 年度以降の接続料の算定に適用可能な長期増分費用モデルについて検討を行い、本年 7 月 11 日に同研究会の報告書が取りまとめられたところである。

以上を受け、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 169 条の規定（同条第 4 号の事項。）に基づき、平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について、貴審議会に諮問するものである。

以上